

氷見市出会い応援アプリ導入支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、氷見市内の事業所において、結婚を希望する従業員の男女の出会いを促進することを目的に、富山県と株式会社A i l l が共同で運用する県内企業等専用の出会い応援アプリ「TOYAMA g o e n (トヤマゴエン)」の導入を支援するため、氷見市補助金等交付規則第22条の規定に基づき、氷見市出会い応援アプリ導入支援補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「市内事業者」とは、事業所の所在地が氷見市内にある事業者をいう。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) TOYAMA g o e nを導入した市内事業者
- (2) 氷見市に納付すべき市税を滞納していない者
- (3) 氷見市暴力団排除条例(平成24年氷見市条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団でない者又は同条第2号に規定する暴力団員でない者又はそれらと密接な関係を有しない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、市内事業者がTOYAMA g o e nの導入に要した負担金の額とする。ただし、市内事業者が市外にも事業所を有し、他事業所と合わせてTOYAMA g o e nを導入した場合は、導入に要した負担金に富山県内に勤務する全従業員数に占める市内に勤務する従業員数の割合を乗じて得た額とする。

(補助金の交付)

第5条 市長は、導入年度に限り、予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1以内の額の補助金を交付するものとする。ただし、各市内事業者あたり、受けることができる交付は1回を限度とし、補助金額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 企業等の規模（富山県内及び氷見市内の事業所に勤務する全従業員数）がわかる書類

(2) TOYAMA goenの導入に要した負担金の支払いが確認できる書類
(補助金の交付及び額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認める場合は、予算の範囲内において、交付決定及び額の確定を行い、申請者に対しその旨を通知するものとする。

(補助金の返還)

第8条 補助金の交付を受けた者が虚偽又はその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、交付を取り消して、交付を受けた補助金を返還しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、全部又は一部の返還を免除することができる。

(細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。